

## 登録者証（指定難病）の御案内

東京都 保健医療局 保健政策部  
疾病対策課 難病認定担当

### 登録者証（指定難病）の交付について

登録者証（指定難病）（以下、単に登録者証）の交付は原則マイナンバー情報連携です。マイナンバー情報連携を活用できない場合は、別途「登録者証（指定難病）書面交付申請」を行うことで、書面の登録者証が交付されます。

登録者証は交付を決定した日から有効で、期限はありませんが、実際にマイナンバー情報連携により登録者証の情報がマイナポータルに表示されるまでに交付を決定した日から2週間程度かかることがあります。

### 登録者証の活用について

登録者証を、各区市町村における障害福祉サービスの利用申請やハローワークにおける難病患者就職サポーターによる支援を希望する場合等において、指定難病患者であることを証明する書類として利用できます。ただし、診断書等が必要になるサービスもありますので、詳しくは利用サービスの所管部署におたずねください。

※登録者証のみでは医療費助成を受けられません。医療費助成を受けるためには別に医療費助成の支給認定が必要です。支給認定手続の詳細は東京都疾病対策課のホームページをご覧ください。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/shinsei.html>



### 書面の登録者証について

書面の登録者証を破損したり、汚したり、又は紛失した場合は、区市町村窓口で再交付手続きができます。

氏名変更があった場合は、区市町村窓口で変更手続きをしてください。

転居した場合に書面の登録者証を返還する必要はありません。

### その他

死亡又は登録者証を必要としなくなった場合は区市町村窓口で資格喪失手続きをしてください。書面による交付を受けている場合は、書面の登録者証を返還してください。

その他登録者証についてのお問合せは下記に連絡してください。

問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 保健医療局 保健政策部 疾病対策課 難病認定担当

電話番号 03-5320-4472